

平成二十年一月九日提出
質問第三八九号

歯科診療報酬の算定基準に関する質問主意書

提出者 岩國哲人

歯科診療報酬の算定基準に関する質問主意書

歯科診療報酬の算定要件の解釈については、全国統一のルールで行われているものであり、具体的事案において、その趣旨を踏まえた適用がなされるべきである。

従って、次の事項について質問する。

一 神奈川県は、歯科診療報酬請求審査には「神奈川県ルール」という他都道府県には存在しない厳しい審査上の基準が存在しているのは、全国統一の趣旨を逸脱するものではないか。

二 厚生労働省として、具体的事案での適用において、全国統一ルールの趣旨を逸脱する類のものについては、指導すべきではないか。

三 報酬請求審査の際に、報酬として認められなかったものにつき、歯科医院の経営を考慮した方法で報酬額の調整がなされているか。

右質問する。